

第 10 号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、<u>第120条の2第1項</u>若しくは第126条の規定に基づく<u>戸籍証</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスク</u>をもって調製さ</p>

明書の交付 1通につき 450円。ただし、キオスク端末により交付をする場合にあっては、1通につき 300円

(19) [略]

(20) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しく

れた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき 450円。ただし、キオスク端末により交付をする場合にあっては、1通につき 300円

(19) [略]

は抄本又は戸籍証明書の請求を行
う場合における当該発行を除
く。) 戸籍電子証明書提供用識
別符号 1 件につき 400円

(21) 戸籍法第12条の2において準
用する同法第10条第1項若しくは
第10条の2第1項から第5項まで
の規定若しくは同法第126条の規
定に基づく除かれた戸籍の謄本若
しくは抄本又は同法第120条第1
項、第120条の2第1項若しくは
第126条の規定に基づく除籍証明
書の交付 1 通につき 750円

(22) 戸籍法第12条の2において準
用する同法第10条第1項若しくは
第10条の2第1項から第5項まで
の規定又は同法第126条の規定に
基づく除かれた戸籍に記載した事
項に関する証明書の交付 証明事
項 1 件につき 450円

(23) 戸籍法第120条の3第2項の規
定に基づく除籍電子証明書提供用
識別符号の発行（情報通信技術を
活用した行政の推進等に関する法
律第7条第1項の規定により同法

(20) 戸籍法第12条の2において準
用する同法第10条第1項若しくは
第10条の2第1項から第5項まで
の規定若しくは同法第126条の規
定に基づく除かれた戸籍の謄本若
しくは抄本又は同法第120条第1
項若しくは第126条の規定に基づ
く磁気ディスクをもって調製され
た除かれた戸籍に記載されている
事項の全部若しくは一部を証明し
た書面の交付 1 通につき 750
円

(21) 戸籍法第12条の2において準
用する同法第10条第1項若しくは
第10条の2第1項から第5項まで
の規定若しくは同法第126条の規
定に基づく除かれた戸籍に記載し
た事項に関する証明書の交付 証
明事項 1 件につき 450円

第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

(24) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは戸籍訂正の申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項についての証明書の交付又は同法第120条の

(22) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは戸籍訂正の申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項についての証明書の交付 1通につき

6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付 1 通につき 350 円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令に規定する様式による上質紙を用いる場合にあつては、1 通につき 1,400 円

(24の2) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350 円

(25)～(69の5) [略]

(69の6) 介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査

ア、イ [略]

(69の7)～(69の18) [略]

350 円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令に規定する様式による上質紙を用いる場合にあつては、1 通につき 1,400 円

(23) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務 書類1件につき 350 円

(24) 削除

(25)～(69の5) [略]

(69の6) 介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第70条第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査

ア、イ [略]

(69の7)～(69の18) [略]

(69の19) 介護保険法第115条の11において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき
7,000円

(69の20) [略]

(69の21) 介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 7,000円

(69の22) 介護保険法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査 1件につき 1万4,000円

(69の23) 介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 7,000円

(69の24)～(69の30) [略]

(70)～(158) [略]

(69の19) 介護保険法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき
7,000円

(69の20) [略]

(69の21) 介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第70条第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 7,000円

(69の22)～(69の28) [略]

(70)～(158) [略]

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

理 由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。